

通学路の安全対策に関する基本情報

1 通学路について

通学路とは、法令*において「児童が小学校(特別支援学校の小学部を含む。)に通うため、1 日につきおおむね 40 人以上通行する道路の区間」のほか「児童が小学校に通うため通行する道路の区間で、小学校の敷地の出入口から 1 キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童の通行の安全を特に確保する必要があるもの」とされています。

町田市立小学校においては、毎年度、学校長が通学路の指定及び通学路図を作成しています。

町田市立中学校においては、「通学路」の指定はありませんが、生徒が通学に利用する経路と小学校の通学路が共通する経路については、小学校の通学路の点検において安全対策を講じており、一定の安全確保を図っています。

※交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第 4 条

2 本日のワークショップについて

(1) 目的

2029 年度の仮校舎への移転に向けて、現在の各小学校区から仮校舎（現鶴川第三小学校）の場所まで通学するための想定通学路についてご意見をいただきたいと思います。

※想定している通学路については、通学路安全点検などで道路管理者、交通管理者とともに安全対策を行っているため、基本的には現在の鶴川第二小学校と鶴川第三小学校の通学路を活用することを想定しています。

(2) ワークショップ内容

資料 3-2 のとおり、各小学校区の通学路の境界のうち、通学区域変更後に通学路になる可能性がある箇所（現在の通学路との接続箇所）を抽出しましたので、下記の視点からご意見をいただければと思います。

①想定される通学路の視点

教育委員会で想定している通学路以外に、通学路になりえる箇所についてご意見をください。

②通学路の安全の視点

想定している通学路について、道路事情としてどのような危険があると思われるかご意見をください。

（例：道路の見通し、歩道の幅など道路関連）

(3) ワークショップ後の流れについて

ワークショップでいただいた内容をもとに、必要な事項について通学路候補の道路を中心に各管理者に要望するなどの安全対策を検討していきます。通学路への安全対策の要望例については資料 3-3 をご参照ください。